



報道発表資料の配付日時 11月5日(金) 10時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 「令和3年度北海道特別職報酬等審議会」の開催について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>○ 北海道特別職報酬等審議会条例に基づき、議員の報酬及び期末手当、知事、副知事及び教育長等の給料、期末手当及び退職手当並びに行政委員会委員の報酬について、調査審議する報酬等審議会を開催します。</p> <p>開催日時：令和3年11月8日(月) 15時から 開催場所：本庁舎3階 知事会議室 出席者：委員 北海道特別職報酬等審議会委員(名簿：別紙1) 道側 浦本副知事、若原職員監、田中人事局長 議題：特別職の報酬等及び期末手当について など</p> <p><次第></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・委員紹介 ・審議 ・閉会 | | |
| 参考 | 北海道特別職報酬等審議会条例(別紙2) | | |

| | | | |
|-----------------|---|------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱等の症状がある場合は取材をご遠慮ください。 ・会場ではマスクの着用をお願いします。 ・カメラ撮影等に当たっては、会場係員の指示に従って下さい。 ・審議会終了後の取材は、人事課で対応します。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | (場所) | |
| | 同時レク | | |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 担当 (連絡先) | 総務部人事局人事課給与制度係(担当者：千葉) TEL ダイヤルイン 011-204-5026 内線 22-155 | | |
|-------------|--|--|--|

北海道特別職報酬等審議会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|---------|---------------------|-----|
| 串 田 雅 樹 | 北海道農業協同組合中央会副会長 | |
| 工 藤 多希子 | 北海道女性団体連絡協議会副会長 | |
| 杉 山 元 | 日本労働組合総連合会北海道連合会会長 | |
| 谷 口 雅 子 | 谷口雅子公認会計士事務所（公認会計士） | 副会長 |
| 田 村 智 幸 | 田村・橋場法律事務所（弁護士） | 会 長 |
| 寺 澤 純 | 北海道新聞社専務取締役 | |
| 畠 山 京 子 | 北海道消費者協会会長 | |
| 藤 池 英 樹 | 北海道経済同友会幹事 | |
| 吉 住 淳 男 | 北海道商工会連合会副会長 | |
| 若 月 秀 和 | 北海学園大学法学部長 | |

(五十音順 敬称略)

北海道特別職報酬等審議会条例

昭和40年条例第50号

最終改正 平成28年3月31日

(設置)

第1条 議会の議員の議員報酬等並びに知事、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員の給料及び報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として、北海道特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 議会の議員の議員報酬及び期末手当に関すること。
- (2) 知事、副知事及び北海道教育委員会教育長の給料並びに期末手当及び退職手当に関すること。
- (3) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第3号及び第7号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員の給料及び期末手当に関すること。
- (4) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員のうち非常勤の委員の報酬に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。